

一関地区広域行政組合職員の服務等に関する規則

平成18年8月1日

一関地区広域行政組合規則第29号

(趣旨)

第1条 一関地区広域行政組合の職員（以下「職員」という。）の服務に関しては、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(職員の服務)

第2条 職員の服務に関しては、次に掲げる規則の例による。

- (1) 一関市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成17年一関市規則第27号）
- (2) 一関市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成17年一関市規則第28号）
- (3) 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年一関市規則第29号）
- (4) 一関市労務職員等の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年一関市規則第30号）
- (5) 一関市職員の育児休業等に関する規則（平成17年一関市規則第31号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。